

平成22年度組織改正について

平成22年 3月30日
 京都地方税機構
 (075-414-4499)

1 概 要

本年1月から、機構本部事務局及び府内6地方事務所において、高額滞納案件を中心に進めてきた滞納整理業務を、4月から全滞納案件に拡大。

(対象案件：構成団体から移管を受けた府・市町村税の全滞納案件)

全滞納案件の滞納整理業務を行うための体制整備を図るため、京都市内に3地方事務所を新設、既設6地方事務所と併せ、機構本部事務局業務課特別機動室を含めた計10拠点で業務を本格開始。

京都府及び府内25市町村（京都市を除く）から職員派遣を受け、体制構築。

(現行：専任19名、兼任126名体制 専任186名体制)

2 組織改正

現 行	改 正	参 考	
事務局 総務課 業務課 特別機動室	事務局 総務課 業務課 特別機動室	所在地	京都府庁内 (京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
		所 管	500万円以上の高額滞納案件
	京都東地方事務所 徴収第一課 徴収第二課	所在地	京都府京都東府税事務所内 (中京区烏丸通六角下る七観音寺町63 4カヌマツラサ 21)
		所管区域	京都市左京区、中京区、東山区、山科区

現 行	改 正	参 考	
	<u>京都西地方事務所</u> <u>徴収第一課</u> <u>徴収第二課</u>	所在地	京都府京都西府税事務所内 (右京区西院平町25東芝京都ビル)
		所管区域	京都市北区、上京区、右京区、西京区
	<u>京都南地方事務所</u> <u>徴収第一課</u> <u>徴収第二課</u>	所在地	京都府京都南府税事務所内 (南区東九条下殿田町13九条MIDビル)
		所管区域	京都市下京区、南区、伏見区
相楽地方事務所	相楽地方事務所	所在地	京都府木津総合庁舎内 (木津川市木津上戸18-1)
		所管区域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、 南山城村
山城中部地方事務所	山城中部地方事務所 <u>徴収第一課</u> <u>徴収第二課</u> <u>徴収第三課</u> <u>整 理 課</u>	所在地	府立城南勤労者福祉会館内 (宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8)
		所管区域	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、宇治田原町
乙訓地方事務所	乙訓地方事務所	所在地	京都府乙訓総合庁舎内 (向日市上植野町馬立8)
		所管区域	向日市、長岡京市、大山崎町
中部地方事務所	中部地方事務所 <u>徴収第一課</u> <u>徴収第二課</u>	所在地	京都府亀岡総合庁舎内 (亀岡市荒塚町1-4-1)
		所管区域	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹地方事務所	中丹地方事務所 <u>徴収第一課</u> <u>徴収第二課</u>	所在地	福知山市大江支所内 (福知山市大江町河守285)
		所管区域	福知山市、舞鶴市、綾部市
丹後地方事務所	丹後地方事務所	所在地	京丹後市大宮支所内 (京丹後市大宮町口大野226)
		所管区域	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町